



内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、PCR等検査無料化事業について周知がありましたので、その内容をお知らせします。各学校等におかれては、たとえば、部活動や実習において検査を必要とする場合等において、本事業を御活用いただくことが考えられますので、効果的な御活用を御検討いただきながら、引き続き、感染症対策と教育活動の両立等にお取り組みいただくようお願いします。

事務連絡
令和3年12月20日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業について（周知）

このたび、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、日常生活や経済社会活動における感染リスクの引き下げや、感染が拡大傾向にある場合の幅広い検査の実施を目的として、PCR等検査無料化事業を行う旨の周知がありましたので、別添のとおりお知らせします。同事業では、「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」の二つの事業が予定されており、特に前者については、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象に、経済社会活動を行う際のPCR検査や抗原定性検査を令和4年3月まで予約不要、無料とすることとされています。

学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。）における教育活動については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に示されているとおり、ワクチンの接種証明や検査による陰性証明を求めるワクチン・検査パッケージ制度は適用しないこととされていますが、内閣官房新型コロナウイルス感染症等対策推進室からの周知では、今回実施する「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」について、ワクチン・検査パッケージ制度だけでなく、「民間が自主的に行う、ワクチン接種証明又は陰性検査結果を確認する取組に必要な検査についても無料化の対象」とすることとされています。このため、たとえば、生徒が部活動の大会やコンクール等に参加するために主催者の求めに応じて検査を実施する場面や、生徒を医療機

関等に派遣して実習を行うために派遣先の求めに応じて検査を実施する場面等において、当該生徒が本事業を活用することで、経済的な負担を伴わずに検査を行うことが可能となる場合があります。

具体的な手順としては、都道府県の登録を受けた実施事業者（検査を提供している薬局や民間の検査機関等）において、健康上の理由等によりワクチンの接種を受けられない者（ワクチンの接種対象年齢に満たない者を含む。）が、経済社会活動を行うために検査を行う旨の申請を行った場合について、当該検査に係る費用を無償とすることとされています。

このほか、本事業の具体的な内容については、別添の事務連絡の添付資料を御参照いただくとともに、本事業の活用については、各地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対策担当課等と御相談ください。なお、令和3年度補正予算は、案のとおり成立しておりますことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、都道府県認定こども園主管課におかれては域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健指導・衛生管理に関することについて

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918・2976）

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課（内3777）

文化庁 参事官（芸術文化担当）（内2832）